

第2 自動火災報知設備の技術上の基準の特例について

当消防本部における特例基準を下記のとおり定める。

1 改正政令に伴う自動火災報知設備の設置の要否に係る基準の特例

(1) 趣旨

この基準は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第274号。以下「改正政令」という。）により、自動火災報知設備の設置義務となる防火対象物において、令第32条を適用し、これらの防火対象物に自動火災報知設備を設置しないことができる場合の基準の特例を定めたものである。

(2) 用語の定義

本基準における用語の定義は、次のとおりとする。

ア 火報3号対象物

「火報3号対象物」とは、令第21条第1項第3号（令別表第一(16)項イの防火対象物に限る。）の規定により自動火災報知設備の設置義務が生じる防火対象物をいう。

イ 火報7号対象物

「火報7号対象物」とは、令第21条第1項第7号の規定により自動火災報知設備の設置義務が生じる防火対象物をいう。

ウ 既存防火対象物

「既存防火対象物」とは、平成15年10月1日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物をいう。

(3) 設置の要否に係る特例基準

ア 火報3号対象物の取扱い

火報3号対象物のうち、既存防火対象物で、かつ、延べ面積が500平方メートル未満のもので、次の(ア)又は(イ)に掲げる条件に該当する場合にあっては、令第32条を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができる。

- (ア) 特定用途に供される部分が存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階である場合で、次のa、bのいずれにも該当す

るもの

- a 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。
- b 特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

(イ) 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物（前アに該当する防火対象物を除く。）のうち「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年消防予第41号・消防安第41号。以下「41号通知」という。）2(2)の後段又は(3)により、複合用途防火対象物（地階が存するものを除く。）に該当する場合で、次のa、b及びcのいずれにも該当するもの。

- a 階数が2以下であること。
- b 特定用途に供される部分が存する階は、無窓階以外の階であること。
- c 特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

イ 火報7号対象物の取り扱い

火報7号対象物のうち、避難階以外の階の部分のすべてが次の(ア)から(ウ)に掲げる条件のいずれかに該当する場合にあっては、新築、既存防火対象物の別を問わず、令第32条を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができる。

(ア) 機能従属等の部分

41号通知1(1)により、主たる部分に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分等で、居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入がないもの。

(イ) みなし従属の部分

実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって41号通知1(2)により、主たる部分に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

(ウ) 一般住宅の用途に供される部分

41号通知2(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供さ

れる防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

＊ 設置の要否に係る「図例」として、別添図1を参照すること。

2 改正政令に伴う自動火災報知設備の設置方法に係る基準の特例

(1) 趣旨

この基準は、改正政令により、自動火災報知設備の設置義務となる防火対象物において、令第32条を適用し、技術上の基準によらない方法で設置することができる場合の基準の特例を定めたものである。

(2) 用語の定義

本基準における用語の定義は、前1.(2)によること。

(3) 設置方法に係る特例基準

既存防火対象物が火報3号対象物又は火報7号対象物となった場合において、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、消防法施行規則（以下「規則」という。）で規定する技術上の基準によらない方法で設置することができるものであること。

ア 一定規模以下の防火対象物における取り扱い

(ア)に該当するものは、(イ)により設置することができるものであること。

(ア) 防火対象物の規模

防火対象物の階層数が3階層以下で、延べ面積が500平方メートル未満のもの。

(イ) 設置方法

a 警戒区域

警戒区域は、令第21条第2項第1号の規定にかかわらず、次によることができるものであること。

(a) 3の階にわたることができる。

(b) 階段室の堅穴部分の警戒区域は、前(a)と同一区域とすることができる。

第2 自動火災報知設備の技術上の基準の特例について

b 受信機

受信機は、規則第24条第2号トの規定にかかわらず、P型2級1回線（再鳴動機能付きに限る。）のものを設置することができるものであること。

c 発信機

発信機は、規則第24条第8号の2の規定にかかわらず、設置しないことができるものであること。

イ 住宅部分（前アの特例基準を適用した防火対象物に存する住宅部分及び共同住宅の住戸部分を含む。）の感知器の取り扱い

住宅部分の感知器は、規則第23条第4項から第7項の規定にかかわらず、① 居室、② 台所、③ 天井裏（主要構造部を準耐火構造としたもの及び天井と上階の床との間が0.5メートル未満の場所を除く。）を除いて、設置しないことができるものであること。

＊ 設置の方法に係る「図例」として、別添図2を参照すること。

3 住宅防火対策に係る配慮

令第32条の規定を適用して自動火災報知設備を設置しないこととされた防火対象物であっても、一般住宅等の就寝の用に供される部分及び階段室部分等を有するものにあつては、当該部分に住宅用火災警報器等の設置を要するため留意すること。

4 特例申請関係

（1） 設置可否の特例基準を適用する場合

みやま市建築物同意等事務取扱規程（平成28年みやま市消防本部内訓第8号。以下「規程」という。）に準じて処理すること。

＊ 予防査察における消防用設備等設置の特例適用申請書処理要領として別添記入例を参照すること。

(2) 設置方法の特例基準を適用する場合

特例適用申請書による申請を要さないものであること。ただし、着工届審査報告書及び検査結果報告書の備考欄に経過を記載し、設置方法に係る特例を明確にしておくこと。

5 その他

特例の運用における留意事項については、別添参考例1及び2を参考とすること。

別添図 1

自動火災報知設備の設置の要否に係る基準の特例

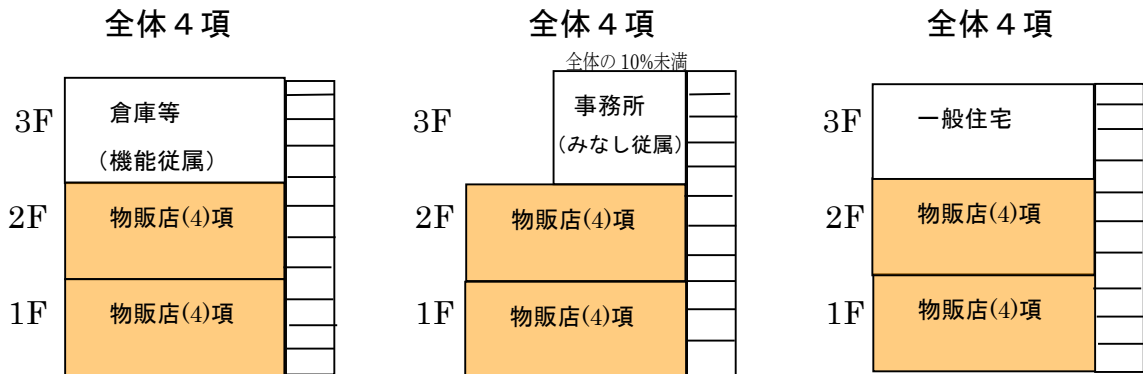
1 (16) 項イの防火対象物(延べ面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満)

3F	共同住宅(5)項口 100 ㎡	3F	共同住宅(5)項口 100 ㎡	3F	共同住宅(5)項口 100 ㎡
2F	共同住宅(5)項口 100 ㎡	2F	共同住宅(5)項口 100 ㎡	2F	(4)項 30 ㎡ (5) 項 口 70 ㎡
1F	物販店(4)項 140 ㎡	1F	物販店(4)項 200 ㎡	1F	物販店(4)項 100 ㎡
① 特例基準に適合するため、設置免除できる。			② 1 階が 150 ㎡以上のため、特例適用できない。(設置必要) ただし、設置方法についての特例適用は可能。		③ 特定用途が 2 階に存するため、特例適用できない。(設置必要) ただし、設置方法についての特例適用は可能。

2 (16) 項イの防火対象物(一般住宅が存するもので上記 1 に該当するものを除く・延べ面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満)

2F	一般住宅 200 ㎡	3F	一般住宅 100 ㎡	2F	(4)項 100 ㎡ 一般住宅 100 ㎡
1F	物販店(4)項 200 ㎡	2F	一般住宅 100 ㎡	1F	(4)項 100 ㎡ 一般住宅 100 ㎡
① 特例基準に適合するため、設置免除できる。			② 階数が 2 を超えているため、特例適用できない。(設置必要) ただし、設置方法についての特例適用は可能。		③ 特例基準に適合するため、設置免除できる。

3 1階段で特定用途に供される部分が避難階以外に存する場合(延べ面積300㎡未満)



- ① 居室以外の部分(機械室、倉庫等)であって、41号通知1(1)等により、当該部分が特定用途部分として取扱われているもののうち、不特定多数の者の出入がないものの。

設置免除できる。

- ② 実態上の用途が特定用途以外の用途であって、41号通知1(2)により、当該部分が特定用途の部分として取扱われているもの。

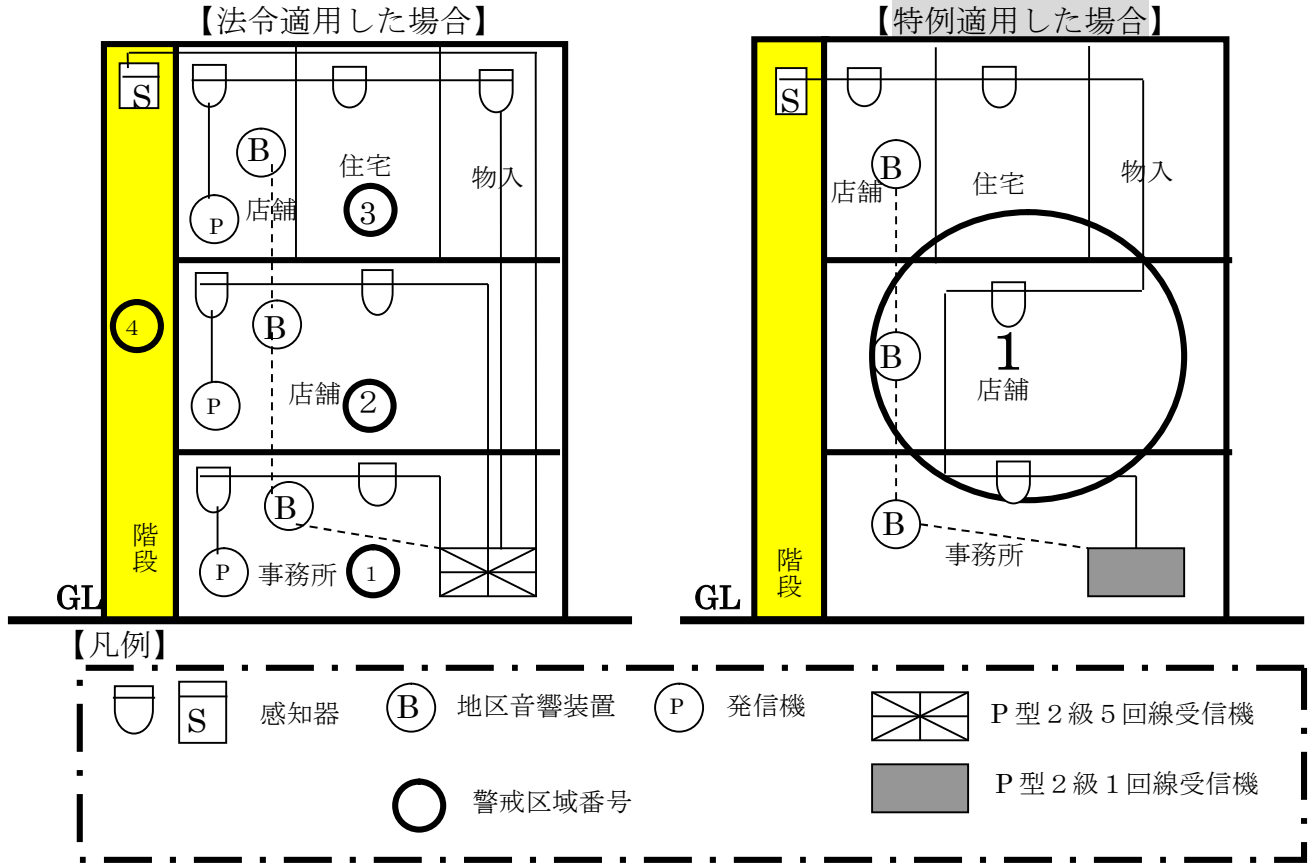
設置免除できる。

- ③ 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2(2)により、当該部分が特定用途の部分として取扱われているもの。

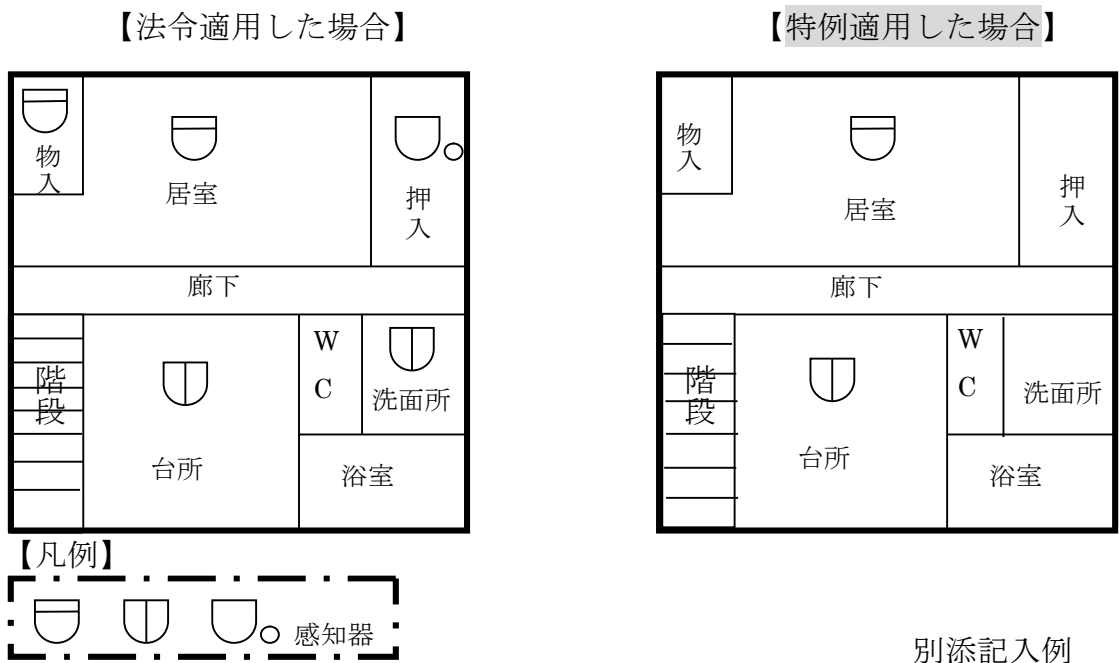
設置免除できる。

自動火災報知設備の設置方法に係る基準の特例

1 3階層以下で、延べ面積 500 m²未満の防火対象物の取り扱い【設置例】



2 住宅（共同住宅の住戸部分含む。）の感知器の取り扱い【設置例】

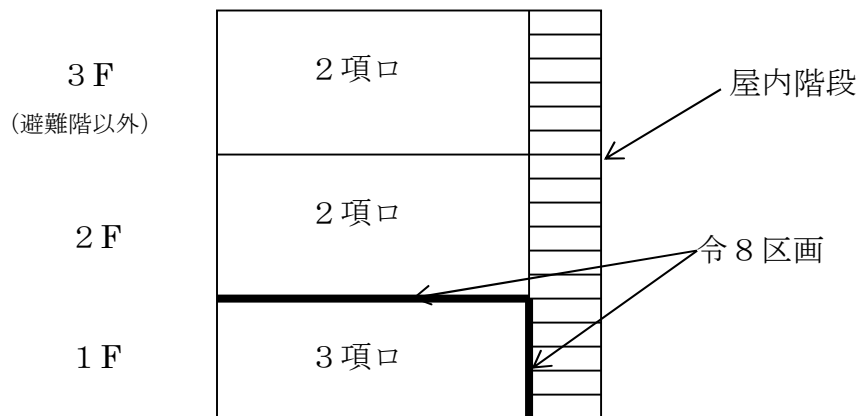


別添参考例1

3階建ての特定1階段等防火対象物において、1階部分と2階及び3階部分が消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）された場合の自動火災報知設備の取り扱いについて。

（防火対象物概要）

用 途	令別表（16）項イ（1階飲食店、2階カラオケ、3階カラオケ）
階 数	3
建 築 面 積	79.64 m ²
延べ面積等	230.38 m ² （1階 79.64 m ² 、2階 79.64、3階 71.10 m ² ）
収 容 人 員	82人（1階 29人、2階 28人、3階 25人）
階 段 等	平成14年11月28日付け消防庁告示第7号以外の屋内階段（1個）



（自動火災報知設備が必要となる部分）

当該防火対象物は、令別表第1の（16）項イで延べ面積が230.38 m²であるが、平成15年10月1日以降においては、3階部分（避難階以外）が特定用途（2項口）であり、当該部分からの直通階段が1であるため、消防法施行令第21条第1項第6号の2の規定により、自動火災報知設備が必要となる。

ただし、1階部分と2階及び3階部分が令8区画されているため、自動火災報知設備としては2階及び3階部分（階段部分を含む。）に必要である。なお、平成7年7月1日以前の令8区画については、平成7年3月31日消防予第53号通知.3(1)により平成7年7月1日における既存防火対象物については、従前の例によることとして差し支えないこととなる。

自動火災報知設備の技術上の基準の特例の運用における
留意事項について

記

- 1 火報特例 36 号通知第 1. 3(1)アにおいては、一般住宅の用途に供される部分が存在する防火対象物も含まれるものであること。(例図参照)

【例図】

3 F	一般住宅 100 m ²	(16) 項イの防火対象物 (延べ面積 340 m ²) ※ 特例基準に適合するため、設置免除できる。
2 F	事務所(15)項 100 m ²	
1 F	物販店(4)項 140 m ²	

- 2 第 1. 3(1)本文中の「主要な避難口に容易に避難できること」とは、別の室を経由せずに主要な非難口に避難できること、又は別の室を経由している場合であっても容易に避難経路が分かること。
※ 「消防設備等に係る執務資料の送付について」(平成15年9月9日付け消防予第232号) 問5 (答) より。